

令和2年第11回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分から午後3時05分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子
5番/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志
9番/右田博昭 10番/右田正臣 12番/松永孝志 13番/緒方啓一
14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫 17番/川口毅憲
18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 11番/高山悦子
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 新堀 誠
(旭志分室) 下川利治
- 6 議 題 議案第1号 新規就農について
議案第2号 あっせん登録申出について
議案第3号 買受適格証明願について
議案第4号 農地法第3条許可申請について
議案第5号 農地法第4条許可申請について
議案第6号 農地法第5条許可申請について
議案第7号 農用地利用集積計画(案)について
議案第8号 非農地証明願について
報 告 許可不要転用届出について
許可返納願について
合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、議席番号11番/高山委員から欠席の届け出がっております。本日の会議につきましては19名中18名の委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より『令和2年第11回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号9番/右田博昭委員と議席番号10番/右田正臣委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議題は、第1号から第8号までの議案8件及び報告案件3件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号/新規就農について、ご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。新規就農にあたり、別紙のとおり農業計画書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。2ページをご覧ください。「農業計画書」です。申請者の住所・氏名、申請の理由、過去の農業従事状況、取得等予定候補地における事業計画、目標年時における経営面積、開けていただきまして3ページの家族、農業用機械の保有状況等、作付・管理計画の内容につきましては、記載のとおりでございます。補足説明をさせていただきますと、2番の過去の農業従事状況ですが、柿については、ご近所の永年柿栽培をされている農家の方から教示いただく予定とお聞きしております。開けていただきまして3ページの農業従事日数ですが、本人が100日となっておりますが、お勤めの方ですけど、休日及び平日の出勤前と帰宅後に農作業をされるということで、100日の農作業は可能とのことでした。あと、作付・管理計画ですが、柿のみとなっておりますが、将来的には他の作物の栽培も考えているということでした。10月29日に丸山会長、担当地区の高木委員、角田推進委員と事務局で面談を行っておりますので、その結果を踏まえ

まして、高木委員よりご意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。事務局の方から今ご説明いただきましたとおりでございますが、29日に事務局、会長、推進委員と私とで面談を行いました。経営内容は議案書に記載されているとおりでございます。兼業でもいいから農業をやってみたいという想いで、新規就農の申請に至ったということでございます。この集落は50代1人、60代1人の2人が農業中心で、年配の方々は農地維持のために管理をされている状況でございます。水稻に関しましては、3年くらい前に基盤整備がなされており、集落営農を営んでいる集落でございます。申請者の方が就農できましたならば、非農地の対策に一役買われるのではないかと思います。私は期待をしているところでございますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 新規就農につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。農業従事日数は、現在が100日で、目標も100日となっておりますが、150日必要じゃないんですか。

事務局) それでは、お答えさせていただきます。先程、事務局長の方からありましたけれども、面談の中で柿は100日で事足りるということでしたので、100日の申請であっております。

工藤清子委員) 新規就農で、現在は100日ですけども、兼業で勤めながら農業をされるということですよ。柿の他は、どうなっていますか。

事務局) 柿の他には、書いてありませんけれども、将来的には栗とか他の作物も栽培していきたいということで聞いております。

工藤清子委員) 日数に拘わりますが、150日以上という制約がありますよね。

事務局) 原則150日以上ということですけども、本件の場合は柿であり、100日で事足りるということから、例外的に認められております。

事務局) 補足しますと、原則150日となっておりますが、作物によっては150日を要しない作物もある訳で、その作物に応じた作業が出来るのであれば、必ず150日なければいけないということではございません。ですから、柿の場合は、米や野菜とかと違って、肥培管理する時期や収穫する時期とかそういうことを考えると、150日なくても出来るという申請内容になっております。よろしいですか。

工藤清子委員) 分かりました。そういう事例があるならば、そういう内容を教えていただきたいと思います。

会 長) 例外の作物で、柿以外には何がありますか。

事務局) 柿や栗とか樹木作物ですかね。あとは面談等により日数を確認できるのであれば、その作物も対象かなと思いますけど。

会 長) 今、意見がありましたように、作物によって日数がこれくらいという資料があれば、次回の総会にでも提出していただくなればと思います。

事務局) 分かりました。調べてみます。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。4ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。5ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の緒方啓一委員より、ご意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、先程言われましたように29ページの所有権移転に出ておりますが、その農地を買うために登録申請なされたものでございます。米も作っておられますが、梨が主要産物で梨をほとんどやっておられます。何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) あっせん登録申出につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、登録することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／買受適格証明願について、ご説明させていただきます。6ページをご覧ください。競売に付されました別紙農地につきまして、買受適格証明願が提出されましたので、農地法第3条許可の適格者としての可否につきご審議のうえ、委員会の意見を決定していただき、適格証明書を交付するものでございます。7ページをお開きください。耕作目的の「買受適格証明願」です。提出者の住所・氏名、買い受けようとする土地、競売の期日及び場所、買い受けようとする者及びその世帯員の経営面積等、耕作従事状況並びに農機具・家畜の保有状況、その他参考となる事項の内容につきましては、記載のとおりでございます。担当地区の歌丸委員よりご意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。場所は、七城メロンドームから西側へ約900m程度進んだ場所にあります。申請人は以前からこの土地を耕作されており、今回の申請で自作地にしたいとのことです。作付けは米・麦を作られるとのことです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

会 長) 買受適格証明願につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりでしたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、適格証明書を交付することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第4号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。9ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては許可指令書を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転4件、賃貸借権設定5件、使用貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、まず1番です。10ページをお願いします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、先月の議案に出ておりましたが、2筆漏れていたということで、今回挙がったものです。譲渡人・譲受人は本家・新家の親戚関係にあります。譲渡人が山鹿市に移転されましたので、農地を譲受人の方に売買されたものです。そういうことで、何ら問題はないと思いますが、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。この土地は、JA菊池カントリーの近くの畑でございますが、日当たりが悪くて、現在は耕うんだけで何も作付けされておられません。譲受人との相互の合意によりまして売買するということが成立しましたので、この所有権移転の申請になっております。譲受人の方は、土建業と農業をやっておられます。今後この土地を耕作して、何か作物を作りたいということです。以上です。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂田委員) 8番の坂田です。8日の日に永田推進委員さんと一緒に現地確認をして参りました。ちゃんと幾種類もの野菜が植えてあって、綺麗に管理されておりました。譲渡人と譲受人は親戚同士で、もともと小作をしておられますので、相互合意の下による今度の売買となりました。何も問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。11月4日に申請地の現地調査を行いました。よく管理されておりました。譲渡人と譲受人の相互合意による売買です。譲受人は大津町の方で、私もちょっとあんまり分からなかったものですから、尋ねてみました。主に水稻やお茶を生産されており、兼ねて倉庫運輸業も営んでおられるそうです。土地の価格があまりにも周りよりも高かったので、尋ねてみましたら、道路沿いで利便性がよいからだそうです。現在芝が植わっており、しばらくは芝を生産されることでした。問題ないと思いますけど、よろしく願いします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。11ページをお願いいたします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。譲渡人・譲受人ともに親戚関係で、以前から小作をされておまして、正式にここに相互合意により貸借の許可申請になりました。現在、ゴボウを栽培されております。何ら問題はないと思います。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5番の榎田です。お互いの要望による賃借権の設定です。申請地は、七城のサッカー場から東へ500mくらいのところにあります。借受人さんは、稗方に住んでおられ、水稻と花を栽培されております。今回の農地では、水稻を作られるそうです。問題ないと思います。皆様のご審議お願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。お互いの要望による賃貸借権の設定です。場所は、七城支所から北西へ600mのところにあります。借受人は、以前からこの農地を借りて耕作されておりましたけれども、今回、改めて申請されました。ハウスを建ててアスパラを栽培されております。何も問題はないと思います。ご審議お願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂田委員) 8番の坂田です。8日に永田推進委員とともに現地確認をして参りました。合志川沿いの道沿いの水田で、水稻の後と思われる田んぼを耕うんし、畔草も刈って綺麗に管理してありました。これは、相互合意による賃借であり、何も問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。借受人さんは専業農家で、カスミ草と米を栽培されておられます。家族で頑張っておられます。以前から小作されている農地ですので、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。7日に角田推進委員と現地を確認いたしました。この案件は、先程ご説明いたしました新規就農者の件でございます。場所は、菊池北中学校から直線で2kmくらい西へ行った高台にある場所でございます。元々譲受人の父親が所有する山林・竹林に隣接する場所でございます。譲渡人の方はご主人が亡くなられた後に管理が出来ず、荒れ放題の状態だったということです。今は草々も綺麗に刈ってありまして、柿の剪定をするばかりになっておりました。賃貸ではありますけれども、賃貸料はなしということでございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。貸付人と借受人は親子の関係です。農業者年金のための貸し借りです。問題はないと思います。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等ございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。12ページの1番の件ですが、備考の5年間の他人間の貸借というのは他人ということですか。親戚ですか。説明していただきたいと思います。

事務局) 備考に書いておりますけれども、他人間の貸借という風に聞いております。

会 長) その説明を求められているので。

事務局) 申請によると、同じ地区の方からの貸し借りという風になっております。同じ地区で、貸付人さんがご高齢でもうされないということで、先程ありましたけど、新規就農で借受人さんが管理されるということで聞いております。

会 長) よろしいですか。

事務局) 備考に「他人間の貸借」というのが必要ないということで理解していいですか。今後、この文言は入れないようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会 長) それなら、どうしますか。消してもらうようにしますか。

事務局) すみません。それでは、備考の「他人間の貸借」を消していただきますよう、よろしくお願ひいたします。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。15ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、7件となっております。詳細につきましては、担当

より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) それでは、説明させていただきます。16ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から東南東に約3.22km、県道二重峠線菊池線から東に約120mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業用資材置場であるため、例外規定の農業用施設にあたり許可可能です。こちらは、既に農業用資材置場に転用されていることから、始末書が添付されております。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。6日に事務局・会長・推進員・私とで現地を確認いたしました。場所は、旧河原小学校から北東へ約2km行き、元水田だったところの2棟のビニールハウスの中に農機具がびっしりと入っております。約3年前から、このような形で土の上に砂利を敷いて使用されていたようです。この地区の推進委員の勧めで転用を決意されたようでございます。転用にあたりましては、給水・雑排水はないということで、雨水に対しましては浸透枡を数か所設置し、オーバーフロー分は既存の水路へ放流ということでございます。その排水同意書も取っております。転用許可前に農機具の車庫として使用していたため、始末書も添付されております。問題はないと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長) 次に2・3・4・5・6番の5件につきましては、5人の申請地が団地として植林されるもので関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) それでは、2番から6番までの17筆につきましては、隣接農地で連なっておりますので、一括して説明いたします。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約10km、国道387号線から東に約1.1kmの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地にあたり許可可能です。転用目的は、いずれも植林です。申請地につきましては、ここ数年、イノシシやシカ等の被害が甚大で、また、所有者も高齢や会社員への転職等で農地としての利用が難しいとのこと。なお、今回、一団の農地全域の転用とすることで、農振農用地区域から除外されております。位置図・現況写真につきましては、

スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 2番・3番・4番・5番・6番につきましては、私が担当ですので、意見を述べさせていただきます。14番の丸山です。ただ今、申請地・申請理由・集团的申請理由につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。2番につきましては、ご夫婦で耕作しておられましたが、平成22年にご主人が他界され、その後、女性一人で荒廢地にならないように草刈り等で管理をしておられましたが、後のことを考えた時に集团的に植林をしたいという方法で話がまとまり、ご本人もされるということで申請書が挙がっております。造成等は全く行われませんので、どの申請地におきましても現状のままですので被害は出ないものと思っております。次に3番につきましては、平成10年に父から相続をされまして、市外の方ですが、ご兄弟が近くに嫁っておられまして管理の方はしておられました。そのようなことで、この方についても、今回の事業に参加して植林したいということです。4番につきましては、現在86歳ということで、80歳くらいまでは耕作されておりましたけれども、どうしても身体がついていかず、奥さんも弱ってこられたので、今回このような申請をいたすということです。5番につきましては、平成18年にご主人が他界され、農機具等もほとんど使われたことのない中で、草刈りだけで耕作放棄地にならないように頑張っておられましたけれども、どうしても今後は農地としては守っていけないということでの申請です。6番につきましては、会社員という立場上、ほとんど耕作はされておられません。ただ、農地を管理する草刈り等だけは行っておりましたけれども、今後農地としての使用は考えていないので、今回、植林でお願いしたいということでした。このようなことから、今回の申請につきましては、致し方ないと思っております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、7番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 18ページをご覧ください。7番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約1.9km、国道387号線から南東に約1.2kmの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、転用目的が牛舎及び農業用資材置場であるため、例外規定の農業用施設にあたり許可可能です。既に牛舎及び農業用資材置場に転用されていることから、始末書が添付されております。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、合志川沿いの菊池市役所泗水支所から堤防横道路上流東へ2km、藤巻橋の信号を過ぎて、すぐ堤防左下の牧場の肥育舎敷地内にあります。この案件は、申請人さんが今から26、27年くらい前、それまで肥育牛の飼育をされていた牛舎が、牛舎まわりの住宅団地化に伴い牛を飼うことが出来なくなり、平成5年に現在の水田地に移転され、年々徐々に規模を拡大されて今日まで頑張ってきた。その過程において、堆肥乾燥舎や牛舎などの施設も増設されてきました。その中で、本人は転用許可願いを出し、転用許可をもらい、すべての転用を終わっているとの認識で今まで来られましたが、今年の3月、今回の申請地である2筆が転用許可を得ていないとの農業委員会からの指摘がありました。以上のようなことで始末書の添付がなされています。これから本人の思いを文書にしたものをご披露したいと思います。「この度、私は、怠慢と不注意により農地の無断転用を行ったことを深く反省しております。今回提出されている事業計画書・始末書の内容が理解しにくいとのご意見でしたので、追加でご説明させていただきます。始末書に書かれています土地の表示、3筆他に2筆、合わせまして5筆、1枚30aの田となっています。その内の2筆は、平成9年11月に農地法に基づく許可済みとなっているものと誤った認識で今まで過ごしてきました。実は、当時の飼養頭数に対して堆肥処理面積能力が不足していましたので、早急に堆肥舎を建設する必要に迫られており、平成10年5月に3番の土地を使って堆肥舎を建設いたしました。その後、自己資金で牛舎B・牛舎Cと増設してきました。ところが、今年の3月、表示されている3筆については、地目の変更申請がされていないとの指摘を受けました。これは、私の不注意・確認不足の結果の申告漏れであります。また、ラップサイレージのロールの増加に困り果てて、散在していたロールを集約し管理したいと思って利用し始めたのが、4番5番の農地です。誠に申し訳ございません。間違った思い込みをしており、注意不足・認識不足は弁解の余地もなく誠に申し訳ありませんでした。今後は、計画的に法令順守を徹底していきたいと思えます。今回の件、寛容なるご審議よろしくお願いいたします」説明は以上であります。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見を決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。

19ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転7件、賃貸借権設定1件、地上権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案第6号の農地法第5条許可申請について説明させていただきます。資料20ページになります。所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田261㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約1.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の申請地は、菊池女子高等学校横の交差点を県道日生野隈府線方面へ約800m進んだ左に位置します。現地調査を11月6日に、丸山会長、事務局、申請人さん、本藤推進委員、私とで立ち合いました。申請人は、現在両親と実家に住んでおられ、子どもさんたちも大きくなり手狭となりましたので、マイホームを建設することを考えられました。申請地は、公共施設等も近くにあり、また、職場への交通手段も良好な場所に位置するので、今回、譲渡人さんと話がまとまり申請地を取得できる機会を得られたので、申請に及んだものでございます。計画の概要は、議案書のとおりでございます。給排水計画は、給水は市の上水道を利用されます。生活雑排水は、合併浄化槽にて処理後の排水を既存の水路へ放流されます。雨水は自然浸透とされます。なお、計画地内に雨水浸透枳を数か所設置し、出来る限り計画地内に処理するよう努められます。また、オーバーフロー分については、既存の水路へ放流されます。排水同意も取っております。造成中の被害防除方策としまして、計画地に囲いを施し周辺農地にご迷惑の掛からないよう十分配慮されます。完成後の被害防除方策、万一被害が生じた場合及び生じる恐れがある場合は速やかに対処し、責任をもって解決されます。近傍農地への

影響は少ないと考えられますが、周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れて対応されるのでございます。隣接農地の同意も取っております。このようなことから、転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む個人で、田畑2,741㎡の所有権を取得して、宅地分譲に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南に約700mの位置にある農地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。11月6日に現地調査を行いました。申請地は、日本生命等がある大琳寺の大きな交差点を市役所方面へ向かい二つ目の信号を右折、しばらく行きますと右手に保育園がありますが、それを進んで右側に小さい道があるんですけど、そこを右折して30m程入っていったところになります。北側は道路、南側は竹林、東側は墓地、西側に宅地がある土地であります。この申請地は、居住環境に適した土地であり、周辺は宅地化が進んでおり、若い世代の家族が増加傾向にあるために、戸建て住宅を作るという計画です。概要については、議案書どおりです。給排水計画は、給水に関しましては東側市道に埋設された市の本管より引き込み、各宅地へ給水するというものであります。生活雑排水汚水に関しましては、下水道管を新設して市の本管に接続して放流する。雨水に関しましては、自然浸透及び市道にあります既設の側溝に放流するというもので、これに関しましては排水の同意が取られております。造成中・完成後の被害防除対策ですが、万全の注意を払って工事を行います。万が一被害が生じた場合は責任をもって対処するというものであります。先程言いましたように、入っていく道路がちょっと狭いと感じましたので、業者さんの方にこの道幅で大丈夫でしょうかという質問をさせていただきましたけど、申請の面積が3,000㎡以下であるということで転用には何ら支障は出さないということでございましたので、以上のようなことから、転用やむなしと考えます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、田596㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南に約700mの位置にある農地になります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。11月6日に現地調査を行いました。申請地は、今、2番で説明しました申請地の道を挟んで北側に隣接する土地です。周辺にスーパーや病院等があつて隈府小学校・市役所があり、この地に建売住宅を計画しておられます。計画概要は議案書のとおりです。給排水計画ですが、給水は南側の公営水道に接続。生活雑排水・汚水に関しましては、公共の下水道へ接続し放流するという事です。雨水に関しましては、浸透枳にて処理をしますが、オーバーフロー分は市道既設の側溝へ排水するという事で、ここも排水同意が取られております。造成中・完成後の被害防除計画については、慎重に工事を進め、万が一被害が発生した場合には申請人が責任をもって早急に対処するという事でした。近傍農地への被害防除対策ですが、平屋建設のために影響はないと考えますが、これに関しましては隣接農地の同意書も取られております。以上のようなことから、転用やむなしと考えます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。先ず、議案の修正をお願いしたいと思います。現況は、後程、現況写真で確認していただきますが、今月6日の現地調査におきまして、転用者が申請地の一部分に石を積み上げて造園に施工されていたことが発覚し、後日、始末書を提出していただいておりますので、備考欄に「始末書添付」と追記していただきますようお願いいたします。それでは、譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田170㎡の所有権を取得して、農業用車両等の駐車場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から北西に約190mの位置にある農地になります。農地区分は、概ね300m以内に菊池市七城支所がある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。場所は、今言われましたように七城支所から北西に向かったところにあります。譲渡人さんは、熊本市に住んでいらっしゃいまして、地元には全然いらっしゃいません。譲受人さんは、この農地の隣に住んでおられます。自宅で農業機械を置くスペースが不足しているので、今回の申請になりました。また、今言われましたように、周りには石も積んでありまして、既に駐車場として使用されておりましたので、始末書を付けさせていただきました。狭い場所ですが、譲受人さんにはすぐ隣で、とても利用価値が多いように思います。転用は致し方ないと考えます。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は食料品製造業を営む法人で、畑440㎡の所有権を取得して、農畜産加工物販売所に転用する案件となります。自ら経営する隣接の農畜産物加工場で、食料品をはじめ地元で収穫された野菜等の農産物を販売する計画となっております。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南西に約3.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、転用目的が例外規定の農畜産物販売施設に該当しますので、転用は可能となります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。今回の申請地は、325号線沿いの道の駅旭志の交差点から大津方面に約1km進んだ国道沿いの農地です。現地調査を11月6日に丸山会長、事務局、代理人、青木推進委員、私で立ち合いました。申請人は、先程、説明がありましたように養豚及び農産物生産を行っており、申請地の隣接地に農産物加工工場を新設されています。この度、新畜産物加工工場が本格始動するに伴い、その販売体制を確立するため、早急にその販売施設が必要ということで、食肉加工場の横の申請地を選定されました。給排水計画におきましては、給水は隣接地の加工工場において整備した井戸の地下水による給水。生活雑排水・汚水は、合併浄化槽にて処理。雨水におきましては、施設の屋根からの雨水につきましては地下浸透・浸透柵にて浸透処理。施設外は、砂利敷きとし地下への自然浸透とするそうです。被害防除計画は、造成中は申請地は平坦地であり造成は伴わず整地とするため、土地の流出や崩壊などの恐れはないと思われませんが、適宜、適切に対応することです。完成後の被害防除は、農産物加工工場であり、申請地の隣接農地への影響は

ないと思われませんが、適宜、適切に対応するとのこと。資金計画も問題ないし、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に6番をお願いいたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑331㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約2.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿い菊池農業高校の本館東側の校長官舎の道向かいにあります。住宅が建ち並ぶ中にある2種農地になります。申請人さんは会社員で、現在、近くのアパートに妻と子ども3人でお住まいですが、手狭になったため、将来の生活設計を考えて平屋一戸建て個人住宅を建築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、給水・雑排水は市の上下水道を利用します。雨水については、敷地内地下浸透柵を設置し、地下浸透させます。オーバーフロー分については、道路横の排水路に放流します。被害防除計画については、造成工事はありません。建築工事にあたり、粉塵・騒音など近隣に迷惑のかからないように対処します。建築工事中・完成後とも、もし問題が生じた場合、速やかに対処し解決いたします。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に7番をお願いいたします。

事務局) 番号7番です。資料は、田2筆を転用目的の用途に合わせて20筆に分筆されたため、21から23ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、田2,000.64㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件になります。この案件につきましては、先月の総会において事業計画の変更を承認いただき、既に承認通知書を交付しているところですが、承認通知の交付後におきまして、転用者が所有権移転登記の手続きを行った際、法務局からの連絡により、所有権移転登記を行うためには同時に農地法第5条の転用許可証も交付しなければならなかったということが判明しております。事務局も事業継承者もそれを知らなかったということで、1か月遅れになりますが、改めて

農地法第5条許可申請書を提出していただき、権利移転の許可を行うものです。なお、先月の総会でもご説明いたしましたが、申請地沿いの道路につきましては地形上非常に水が溜まりやすく、また、通学路であるということから、宅地内の浸透枿をオーバーフローした雨水が道路に流出しないように、宅地内に側溝を敷設して既存の水路に接続するように施工していただくことを書面で確約してもらっているところですが、その後の状況について説明いたします。現在は、既に市の土木課との調整を終えておりまして、既存の水路への接続については内諾を受けており、これから許可申請への手続きを進めていくという状況になっております。ただ、申請の添付書類としまして、既存の接続予定の水路の所有者が共有となっております、6人おられますが、その全員の同意書が必要であると土木課から指示があっており、転用者が6人全員の同意を得られるかということで心配をされております。よって、事務局でも出来る限り協力して、円滑に同意を得られるようにしたいという風に考えております。また、側溝の施工状況につきましては、12月から先に建物の方を建築し、建築完了後に外構工事と併せて側溝を敷設する計画となっております。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約1.1kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。今回の所有権移転は、10月に事業計画変更を許可した案件です。申請理由につきましては、ただ今、事務局の説明のとおりであります。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 続きまして、賃貸借権設定について説明いたします。資料は24ページになります。番号1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、農地法の転用許可が必要であることを知らずに、申請地に農業用倉庫・機械置場・作業小屋等の農業用施設を既に設置しておられまして、今回の申請で田780㎡を賃借して、引き続き農業用施設として転用する案件となっております。なお、始末書の方が添付されております。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から南東に約630mの位置にある農地です。農地区分は、農振農用地区域内にある農地になりますが、用途区分が農業用施設用地に変更されていますので、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5 番の榎田です。申請地は、七城支所から県道鹿本旭志線で新古閑区の方に向かいまして 700m 程の県道沿いにあります。申請人は、七城町で専業農家として水稲・野菜・パプリカを栽培されております。この土地は以前からの借地で、現在、農業用施設が既に建っております。隣に大きいパプリカのハウスも建っております。始末書付きの申請になっております。先程ありましたように、本人に無断転用の意識がなかったため、指導を行っており、本人も反省しております。周囲の地権者から反対の意見は出ておりません。許可することはやむを得ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

会 長) 次に、地上権設定の 1 番について、説明をお願いいたします。

事務局) 資料は 25 ページになります。地上権設定について説明します。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者はクリーンエネルギー事業を営む法人で、田畑 1,341㎡を使用して太陽光発電設備に転用する案件になります。なお、太陽光パネル 360 枚を設置する計画となっております。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約 1.9km の位置にある農地です。農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第 2 種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18 番の守塚です。転用場所は、七城温泉ドームから南東側に 400m 進んだところにあります。林原区の集落内に囲まれた農地で、生産能力の低い農地です。申請人は、太陽光発電に適した土地を探していたところ、仲介者によりこの土地を紹介され、今回の申請になっております。今回の申請については、隣接地権者の計画に反対の意見は出ておりません。問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請につきまして、事務局・担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、承認し、許可相当と意見を決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第7号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。26ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いします。

事務局) 27ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃貸借権設定21件、使用貸借権設定2件、中間事業による賃貸借権設定9件・使用貸借権設定2件、所有権移転9件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。29ページをご覧ください。番号1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番について、担当委員さんの意見をお願いします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、先程、あっせん登録に申出された方です。場所は、387号線の重味地区より板井原方面へ500m程行ったところです。農地には何も作付けしてありません。草刈りをして草は焼却してありました。所有権を移転される方は、会社勤めで農業はやっておられません。所有権の移転を受ける方は、梨栽培を専門にしておられる方で、この土地にも梨を植える計画だそうです。そのようなことで何ら問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番について担当委員さんの意見をお願いします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の山崎区から北東へ約1km進んだところにあります。譲受人さんの営農している畜舎に近い場所にあり、今回の申請地では飼料作物を作る予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の荒巻区から北西へ約300m進んだところにあります。譲受人さんの耕作地に近い場所にあり、今回の申請地には水稻を作る予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の高田区から北側へ約400m進んだところにあります。譲受人さんの耕作地に近い場所にあり、今回の申請地には水稻を作る予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。この農地は、以前から所有権の移転を受ける方が小作されており、今回売買の話がまとまりました。認定農業者で一生懸命頑張っておられます。何ら問題はございません。よろしく審議の程お願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。この土地は、所有権を受ける方が現在小作されておりまして、移転をされる方からもう手放したいということで受ける方とのお互い話により売買となりました。所有権を受ける方は酪農家で、認定農業者でもあり、頑張っておられます。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。こちらは、贈与になります。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。この案件は、親戚関係贈与での所有権の移転となります。申請人さんは認定農家で、酪農をされています。今まで小作をされていたところを、高齢になられたために贈与となったものです。何ら問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番と9番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 8番と9番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番と9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。所有権を移転される方は、農地を手放したいということで移転を受けられる方をお願いをされまして、この度、売買ということになりました。所有権を受けられる方は、認定農家でもありますし、立派な後継者もおられます。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転9件のほか、賃貸借権設定21件、使用貸借権設定2件、中間管理事業11件となっております。しばらく

時間をとりますので、内容をご確認いただきたいと思います。

(議案内容の確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定される議事参与の制限に該当される委員さんがいらっしゃいますので、まず8番と9番を除く所有権移転7件及び賃貸借権設定21件、使用貸借権設定2件、中管理事業11件について、審議をさせていただきます。何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、8番と9番を除く所有権移転7件及び賃貸借権設定21件、使用貸借権設定2件、中間管理事業11件について、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、所有権移転の8番と9番を審議いたします。申し訳ございませんが、議事参与の制限に該当される委員さんは、しばらくの間ご退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

会 長) それでは、8番と9番につきまして、何かご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、所有権移転の8番と9番について、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。退席された委員さんは、自席へお戻りください。

(該当委員着席)

会 長) 次に、議案第 8 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 8 号／非農地証明願について、ご説明させていただきます。41 ページをお開きください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただき、非農地証明書を交付するものでございます。今回の案件は、1 件となっております。42 ページをご覧ください。非農地証明願です。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりです。位置図につきましては、43 ページをご覧ください。今回、農地法が施行される以前から非農地であった土地について、所有者の願出があったことから証明するもので、担当地区の守塚委員・鎗水推進委員と事務局で現地調査を行っております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) ただ今、非農地証明願につきまして、事務局からの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、交付することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 44 ページをご覧ください。報告案件は、「許可不要転用届出」「許可返納願」「合意解約」の 3 件となっております。45 ページをお開きください。「許可不要転用届出」です。機械置場として転用されるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。46 ページをご覧ください。「許可返納願」でございます。売買不成立を理由に農地法第 5 条許可証を返納されるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。47 ページをお開きください。今回、農地法第 18 条の規定による合意解約通知が 9 件あっており、詳細につきましては、48 ページにかけて記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見もないようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、「その他」で何かお尋ねやご意見等がありましたら、お受けいたします。

高木委員) 先だって農地転用で皆さん方のご協力をいただきまして、やっと基礎工事にかかったところでございます。これに関してでございますけれども、申請は農業委員会にしまして、その後は司法書士事務所をお願いして書類の作成等をやっていたいただき、そこから許可が下りてきました。一応、農業委員会の方に申請はしましたから、最終的には農業委員会からあがってくるのではないかなと思っておりまして、同時に私の近くの人も転用届を出して一緒に今施工しているところでございます。どうして農業委員会から許可証が出ないのか、ちょっと疑問に思いましたので、そのご回答をお願いしたいと思います。

事務局) 許可証ですかね。

高木委員) OKしましたよ。受理しましたよ。という証明書です。

事務局) 許可証は、代理人の委任状がある場合は、代理人さんが通常取りに来られますので、代理人さんが持っていらっしゃると思います。手元にない場合はですね。所有権移転や地目変更の時に許可証が必要になりますので、その際、代理人さんがその事務をされるというのであれば、それまでは持っていらっしゃるのかなと。憶測ですけども。それが終わった後、転用者に渡すという話は聞いております。

高木委員) ただ私が思ったのはですね、申請はしたものの、農業委員会からの通知が来ないと、ダブってもいいからその通知が欲しいんですよね。私の担当地区の人も同じことを言っていました。

事務局) 一応ですね、申請者が代償人さんに委任をされておりますので、こちらとしては代償人さんにお渡しするので、そこは代償人さんが申請者に渡していただかないといけないんですよね。その許可証を。

高木委員) それは、いただきました。申請は農業委員会にする訳でしょ。受理しましたよ。というのが欲しい訳ですよ。

事務局) 二重には許可証が発行できないからですね。どうしてもご本人さんが欲しいということであれば、代償人さんに許可証は自分でもらいたいですという風に仰っていただかないと。二重には発行できないのかなと思っております。今までのがそういう風にやってきているので。

高木委員) そうだろうと私も思ったんです。そう思ったけれども、申請人はどうなるんですか。

事務局) 申請人さんは、恐らく申請とか許可証受領までを委任をされていると思います。そこに印鑑を打っておられると思いますが。

高木委員) なんでだろうかね。という話ですよ。隣の地区の人も同じように申請をして、何で来ないんだということだったものだから。

事務局) 通常、やり取りは代償人さんとしかしないんですよ。申請者とのやり取りは二重になり、分からなくなるんですよ。たまに自分から言ってこられる方もおられるのですが、そうすると委任された人は委任された人で全く聞いてないとかになるからですね。

高木委員) 委任はするけれども、クエスチョンマークがあったものですから。

事務局) そこは、申請人さんと代償人さんの委任の仕方にもよるのかなという風には思います。

高木委員) はい、わかりました。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 他にご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第11回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩